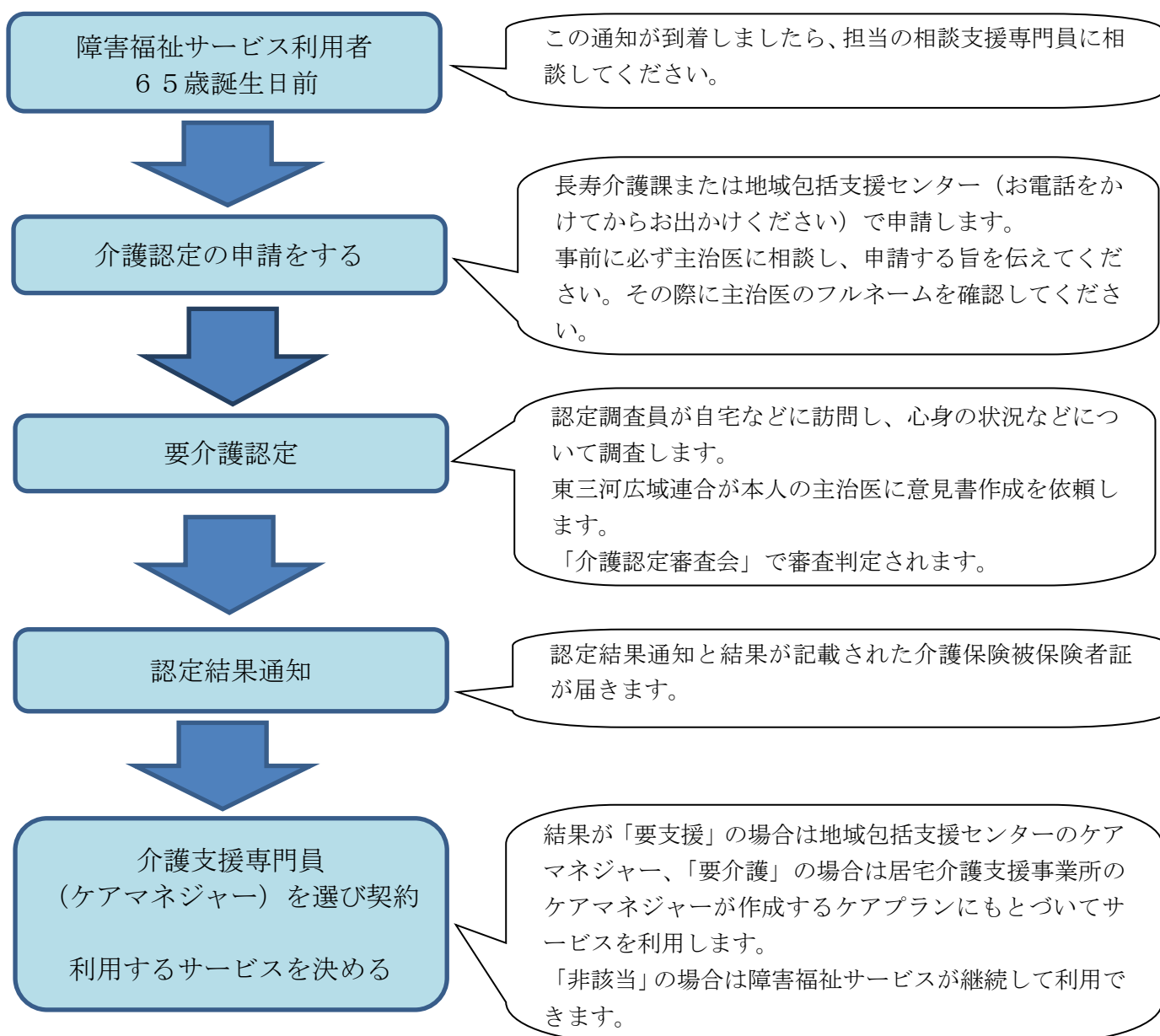


ようかいごにんてい
65 歳になったら要介護認定を受けてください。

現在「障害福祉サービス」を利用中の方が 65 歳になると福祉サービスは「介護保険サービス」が優先となります。

ただし、優先されるのは「障害福祉サービス」と「介護保険サービス」における共通サービスです。「介護保険サービス」にはない「障害福祉サービス」は引き続き利用することができます。まずは、相談支援専門員にご相談ください。

介護認定の手続きの流れ



Q & A

Q 1 「障害福祉サービス」と「介護保険サービス」でサービスの内容が同じ種類のサービスって何ですか？

A 1 障害福祉サービスの中の居宅介護(通院等介助除く)、短期入所、住宅改修費の給付、訪問入浴サービス、福祉用具の給付が該当します。

Q 2 65 歳になって介護保険のホームヘルパーに代わる時には今までと同じヘルパーさんが来てくれるの？

A 2 障害福祉サービスの時に利用していた事業所が介護保険の指定を受けている場合には可能ですが、指定を受けていない場合には事業所やヘルパーさんが変わることになります。

Q 3 今まで障害福祉サービスで相談をしていた相談支援専門員さんも変わるの？

A 3 基本的には 65 歳以上で「居宅介護(通院介助除く)」と「短期入所」を利用する場合には、介護保険の介護支援専門員(ケアマネジャー)に相談員が変わります。スムーズに移行するため、相談支援専門員からケアマネジャーに引き継がれます。

Q 4 「要介護認定」って何ですか？

A 4 日常生活における介護の手間を判断し認定する制度です。申請を受けて東三河広域連合が審査し認定を行います。介護の必要度合により要支援 1～2、要介護 1～5 の区分があります。

Q 5 65 歳までずっと作業所(就労継続支援 B 型)を利用していたのですが、65 歳以上になっても利用することができますか？

A 5 就労継続支援 B 型は介護保険にないサービスなので利用は可能です。その他、就労継続支援 A 型、就労移行支援事業も引き続きの利用は可能ですが 65 歳以降で新規に利用することはできません。

Q 6 介護保険を利用するようになると費用(自己負担金)はどうなりますか？

A 6 介護保険サービスを利用した場合は、自己負担が発生します。また障害福祉サービスのような減免措置はありません。

Q 7 介護保険要介護(要支援)認定申請はいつからできますか？

A 7 65 歳到達日(誕生日の前日)の 3 ヶ月前から申請可能です。

<連絡先(障害)>

豊橋市役所 障害福祉課
福祉サービスグループ

TEL (0532) 51-2347

<連絡先(介護)>

東三河広域連合 介護保険課
豊橋窓口(豊橋市役所 長寿介護課内)

TEL (0532) 51-3130